

第4次朝霞市行政改革  
実施計画  
(平成23年度～平成27年度)

平成23年8月  
朝霞市

(1) 行政サービスの選択と集中 — 行政評価の活用

① 重点改革項目

取組番号	取組項目
1	行政評価制度の改善と定着

(2) 市民ニーズと地方自治が重視される時代を捉えた組織と人づくり

— 組織改革と人材育成

① 重点改革項目

取組番号	取組項目
2	組織機構の見直しと定員の適正化
3	人材育成基本方針の見直し

(3) 合理的で健全な行財政運営の推進 — 持続可能な行財政運営

① 重点改革項目

取組番号	取組項目
4	ファシリティ・マネジメントの導入
5	指定管理者制度の総合的な検証
6	市単独の支援制度の見直し
7	使用料・手数料の全般的な見直し

② 研究取組項目

取組番号	取組項目
8	民間と連携した行政手法の研究
9	シティ・セールス（広報戦略）の研究と朝霞ブランド施策の充実

(4) 市民と行政をつなぐ仕組みづくり — 情報公開と市民参画の推進

① 重点改革項目

取組番号	取組項目
10	広聴制度の見直し
11	審議会等の見直し
12	市民参画を推進するための条例等の策定

※重点改革項目とは

迅速かつ重点的に取り組むべき性質のもの

全庁を挙げて、マネジメント機能の強化、行政システムの改革など課題の解決に当たることとします。

※研究取組項目とは

基礎的な研究をし、将来に備えるべき性質のもの

計画期間中に成果を出すのではなく、数年から10年、20年先を見据えた将来の基礎固めに着手することとします。

(1) 行政サービスの選択と集中 — 行政評価の活用

① 重点改革項目

		取組番号	1			
		担 当	政策企画室			
取 組 項 目	行政評価制度の改善と定着					
取 組 内 容	<p>内部評価である事務事業評価と施策評価に加え、第三者機関による外部評価を行い、PDCAサイクル*1により、施策や事務事業の充実を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>外部評価制度の拡充 平成24年度以降の年間平均2.1施策のヒアリング実施に対応するため、外部評価委員会の実施体制や評価方法を検討する。</li> <li>内部評価システムの改善 総合振興計画の進行管理を行いながら、内部評価の手法、様式等を研究する。また、平成25年度に運用開始を予定している新財務会計システムとの連結、データ共有について検討する。</li> </ul>					
効 果	内部評価システムの改善を行いながら、第三者機関による外部評価を実施して、PDCAサイクルを構築し、施策や事務事業の充実を図って、総合振興計画の進行管理に反映されている。					
実施スケジュール		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
外部評価制度の拡充方法の検討		検討				
外部評価制度の拡充			実施			
財務会計システムとの連結の検討		検討・判断				
内部評価制度の改善 (部単位でのマネジメントの仕組みの構築)			検討	実施		
数 値 目 標 等	平成27年度までに全95施策の外部評価を実施					

\*1 PDCAサイクル…PDCA(Plan・Do・Check・Action)とは、それぞれ、計画・実施・点検・改善を表し、業務を継続的に4段階で繰り返して改善する手法のことです。本市では、行政評価制度を導入しており、毎年度の成果測定(Check)と改善(Action)の機能を担わせ、総合振興計画(Plan)と行政評価制度(Check&Action)を両輪としてPDCAサイクルを構築しています。

(2) 市民ニーズと地方自治が重視される時代を捉えた組織と人づくり

— 組織改革と人材育成

① 重点改革項目

取組番号	2
担 当	政策企画室

取 組 項 目	組織機構の見直しと定員の適正化				
取 組 内 容	<p>後期計画策定後の事務量を把握するとともに、県からの権限移譲、法令による義務付け・枠付けの見直しによる事務量を勘案した組織機構の見直しと、新しい組織機構に適応した人員の配置を行う。</p> <p>【組織機構の見直し】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害に強い、安心・安全のまちづくりを進めるための組織</li> <li>・県からの権限移譲、法令による義務付け・枠付けの見直しなどによる事務量の変化に対応する組織</li> <li>・子育てや義務教育、高齢化などに対する施策の充実に対応する組織</li> <li>・まちづくり・地域の活性化を進めるための組織</li> <li>・収納組織の一元化</li> </ul> <p>【定員の適正化】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・定員管理の適正化</li> </ul>				
効 果	市民ニーズに対応した組織機構と人員の適正配置により、効率的な業務の執行と市民サービスの向上が図られる。				
実施スケジュール	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度
情報収集・課題の整理	調査・研究				
素案の検討		検討			
庁内組織による検討		検討			
組織機構の見直しと人員の適正配置		決定準備	実施・運用		
数 値 目 標 等	機構改革と定員適正化の実施				

取組番号	3
担 当	職員課

取 組 項 目	人材育成基本方針の見直し				
取 組 内 容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 専門性・経験を問われる業務についての計画的な人材の育成</li> <li>・ 研修科目の統廃合</li> <li>・ 人事考課制度の継続的な見直し（客観性の担保など）</li> </ul>				
効 果	<p>今後予想される本格的な地方分権の実現に向け、市民に最も身近で様々な行政サービスを提供する自治体の職員として、幅広い知識を持ち、自ら設定した目標のもと職員一人ひとりの能力が発揮され、積極的に課題の解決に取り組む人材の育成が行われる。</p>				
実施スケジュール	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度
先進自治体の情報収集、整理及び分析	調査 研究				
職員アンケートの作成、実施及び分析		作成・実施			
人材育成基本方針の素案の検討		検討			
人材育成基本方針の決定・運用開始				決定・実施	
数 値 目 標 等	社会情勢の変化に対応できる職員を養成するための新たな人材育成基本方針の策定				

(3) 合理的で健全な行財政運営の推進—持続可能な行財政運営

① 重点改革項目

		取組番号	4			
		担 当	財産管理課			
取 組 項 目	ファシリティ・マネジメント*2の導入					
取 組 内 容	公共施設などの公有財産の長期かつ大規模な修繕・改築需要が予測されることから、将来的な財政負担の計画的な平準化など、総合的なマネジメント・システムを段階的に構築していく。					
効 果	公共施設関連のコスト削減による財政への貢献、中長期的な財政負担の把握と平準化、耐震性・省エネ性などの品質の向上を図った、安全で快適に利用できる施設サービスの提供が図られる。					
実施スケジュール	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	
公有財産関連の情報の集約 (施設データの一元化)	調査	研究・検討	実施		更新	
集約された情報の分析 (施設評価)		調査	評価			
修繕計画の作成 (資産戦略の検討)			準備	実施		
施設等の再配置などの検討 (総量縮減)				準備	実施	
維持管理コストの最適化					実施	
数 値 目 標 等	計画的保全による最適化を図る					

\*2 ファシリティ・マネジメント…市が保有する施設（土地、建築物、設備等）において、最適な状態で保有し、賃借し、使用し、維持するための総合的な経営管理活動です。厳しい財政状況の下、行政には、土地・建物などの施設（ファシリティ）を経営的資源と捉え、効率的な施設運営を図ることが求められています。

取組番号	5
担 当	政策企画室

取 組 項 目	指定管理者制度* <sup>3</sup> の総合的な検証				
取 組 内 容	<p>指定管理者制度が、本来の目的どおりに十分に機能しているかどうかを検証し、この間の社会情勢の変化も踏まえながら、施設の設置目的を最も効果的に達成することができる管理運営が図られるよう、「公の施設の指定管理者制度に関する基本指針」の見直しを行う。</p> <p>また、現行の指定期間が平成25年度までとなっている健康増進センターについては、施設のあり方そのものを見直しを行い、最も効果的な運営形態を検討する。</p>				
効 果	公の施設の利用者への安定的・効果的なサービスの提供が図られる。				
実施スケジュール	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
基本指針の見直し	見直し				
基本指針に基づく選定手続き	実施				
指定管理の開始		指定			
健康増進センター（現行指定期間：平成21年度～25年度）のあり方の検討		検討	判断		
数 値 目 標 等	社会情勢の変化に対応した基本指針への見直し				

\* 3 指定管理者制度…平成15年6月に地方自治法が改正され、公の施設の管理委託先について、公的主体に限定されていた管理委託制度に代わり、民間事業者も含めた幅広い団体に委ねることが可能になりました。本市においては、従来の公的団体に管理委託をしていた施設について、指定管理者制度に移行するか、直営施設に戻すかの選択をし、平成22年4月1日現在においては、61施設について指定管理者を指定しています。

取組番号	6
担 当	財政課

取組項目	市単独の支援制度の見直し				
取組内容	平成22年度に策定された「朝霞市補助金制度見直しに関する基本方針」を踏まえて、補助金をはじめとする市単独の支援制度について、各部署で継続的に見直しを行うための制度を構築する。				
効 果	市単独支援制度の必要性や適正水準を見直すことにより、より効果的な制度の構築が図られ、健全な財政運営が推進される。				
実施スケジュール	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
部単位で見直しを行うための制度の構築	検討	随時実施			
市単独支援制度全般についての情報収集	現状把握・他市調査				
市単独支援制度全般についての見直し方針案の検討		検討			
市単独支援制度全般についての見直し方針の決定・運用				決定・運用	
数 値 目 標 等	各部署での継続的見直しの推進				

取組番号	7
担 当	財政課

取組項目	使用料・手数料の全般的な見直し				
取組内容	住民負担の公平性の確保と受益者負担の原則に基づき、行政財産使用料の減免、自動販売機の入札設置、駐車場の有料化及び手数料について見直しを行う。				
効 果	受益者負担の適正化が図られる。				
実施スケジュール	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度
情報収集、整理及び分析	庁内調査	他市調査・研究			
方針案の検討			検討		
方針の決定・運用				決定・運用	
自動販売機の入札設置の導入	本庁舎 試行導入	庁内調査 他市研究	検討・判断		
数 値 目 標 等	受益者負担の観点からの使用料・手数料の適正化				

## ② 研究取組項目

		取組番号	8			
		担 当	政策企画室			
取 組 項 目	民間と連携した行政手法の研究					
取 組 内 容	<p>より効率的・効果的な行政手法として、民間との連携や公と民とのサービスの分担に関する基本的な研究を進める。</p> <p>例えば、公設民営（DBO）方式*4、PFI・PPP方式*5、コンセッション方式*6、民間委託方式、民間誘致、TQM*7などについて基礎研究を行う。</p> <p>なお、調査・研究に当たっては、適宜、有識者の助言等を受けながら進める。</p>					
効 果	公民連携の取組を推進することにより、行政運営の効率化が図られる。					
実施スケジュール		23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度
担当課による制度の研究、研究手法の検討		研究・検討				
PPP研修への職員派遣			派遣研修			
庁内組織による調査・研究			調査・研究			
数 値 目 標 等	公民連携の推進による行政運営の効率化					

- 
- \* 4 公設民営（DBO）方式…公共施設の設計から建設、維持管理、運営までを民間事業者が行う手法です、ただし、施設の所有権は公共側が持つため、資金調達は公共側で行います。（Design：設計、Build：施工、Operate：運営）
  - \* 5 PFI、PPP方式…PFI（Private Finance Initiative）とは、公共施設の維持管理・運営と設計を、同一の民間事業者に委ね、民間事業者の創意工夫を引き出そうとする考え方のことです。PPP（Public Private Partnership）とは、公共サービスについて、公共と民間事業者との協力関係をさらに進めていこうとする考え方のことです。従来の「公共が直接公共サービスを供給する仕組み」を「公共サービスの提供主体が市場の中で競争にさらされる仕組み」に転換し、最も効率よく質の高い公共サービスを提供することを目指しています。
  - \* 6 コンセッション方式…PPP方式の一つで、公共施設の所有権を移転しないまま、民間事業者に対し、インフラ等の事業権（事業運営や開発にかかわる権利）を長期間にわたり付与する手法です。民間事業者側のメリットとしては、所有権は公共側が持つため、固定資産税等の税負担が生じないことなどがあります。一方、公共側のメリットとしては、所有権は公共側が持つため、事業継続に支障が生じた際に、円滑な対応が行いやすいことなどがあります。
  - \* 7 TQM…TQM（Total Quality Management）とは、「顧客の満足する品質を兼ね備えた品物やサービスを適時に適切な価格で提供できるように、企業の本組織を効果的・効率的に運営し、企業目的の達成に貢献する体系的活動」であると定義されています。「カイゼン（改善）」し続けるQC（Quality Control：製造現場による品質管理活動）やTQC（Total Quality Control：全社的な品質管理活動）と目的は同じですが、品質管理の考え方に経営的視点をプラスし、トップダウンで展開されるのが特徴です。

取組番号	9
担 当	市政情報課・産業振興課

取組項目	シティ・セールス（広報戦略）の研究と朝霞ブランド施策の充実				
取組内容	<p>「朝霞ブランド」を、商品のPRや産業振興施策に留めず、市内外にアピールするための広報戦略の核と位置付けて研究を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「朝霞ブランド」の位置づけの再考</li> <li>・朝霞市にふさわしいシティ・セールスの研究</li> </ul>				
効 果	朝霞市の魅力を広くPRすることができるような朝霞市のイメージを構築し、市内外にアピールするための広報戦略が整備されることにより、まちの活性化が図られる。				
実施スケジュール	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
先進事例の情報収集	調査				
庁内関連部署による準備会の設置	研究				
新たな「朝霞ブランド」と広報戦略の方向性の検討		検討		決定	
既存の朝霞ブランドのPR活動	実施				
数 値 目 標 等	新たな「朝霞ブランド」と広報戦略の方向性の決定				

(4) 市民と行政をつなぐ仕組みづくり — 情報公開と市民参画の推進

① 重点改革項目

		取組番号	10			
		担 当	市政情報課			
取 組 項 目	広聴制度の見直し					
取 組 内 容	<p>市政に関する意見等を広く市民全体から求める。                      市政モニター登録制度やインターネットによる市民アンケートなどの広聴制度について、見直しに取り組む。</p>					
効 果	<p>市政に関する意見聴取を、地域や年齢、性別を平準化したリスト等により、常時、かつ簡易な方法で実施することができるようにし、市政に対する意見の反映を速やかに行うことができる。</p>					
実施スケジュール		23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度
先進事例などの調査・研究		調査・研究				
ニーズの把握			庁内調整			
意見聴取方法試作・試行			試作・試行			
試行結果の分析と見直し				分析・見直し		
方法の結論付けと実施					実施	
数 値 目 標 等	市政モニター登録制度の導入などによる広聴制度の充実					

取組番号	11
担当	政策企画室

取組項目	審議会等の見直し
取組内容	これまで、市政に積極的な関心を持っていなかった方を含め、できるだけ多くの市民の声を市政に反映させるため、審議会等における公募委員候補者登録制度の導入や、委員に占める市民公募の割合の検討など、審議会等のあり方を見直す。
効果	幅広い市民の意見を市政に反映させることで、パートナーシップによるまちづくりの推進が図られるとともに、審議会等の活性化により、公正で透明な市政運営を実現することができる。

実施スケジュール	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
公募委員候補者登録制度の導入	調査・研究 ↓ 決定準備				実施
その他審議会等のあり方の見直し	調査・研究	検討			見直し・運用

数値目標等	<ul style="list-style-type: none"> <li>幅広い人材の登用及び意見の反映</li> <li>審議会等公募市民の割合：20.0%（平成27年度まで。平成21年度：9.0%）</li> </ul>
-------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

取組番号	12
担当	政策企画室

取組項目	市民参画を推進するための条例* <sup>8</sup> 等の策定				
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民参画を推進することを目的とした条例等の研究</li> <li>・市政への市民参画を推進するための基本的な姿勢を示し、具体的な市民参画の制度化について市民とともに検討する。</li> </ul>				
効果	市で策定する計画や市で実施する事業などに対して、パートナーシップによるまちづくりを実現するため、市民が参画する機会が充実している。				
実施スケジュール	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
先進事例の調査・研究	調査・研究				
市民参画に係る講演会等の開催	実施				
市民参画についての勉強会		実施			
条例等の策定			検討・策定		
数値目標等	市民参画を推進するための条例等の策定				

\* 8 市民参画を推進するための条例（自治基本条例・市民参加条例など）…「自治体の憲法」とも呼ばれています。自立した市政運営を図るため、市民と行政の役割を明らかにし、市政運営の基本原則、また、市民参画のルールづくりや条件整備を定めた条例です。本市においては、第4次総合振興計画の基本方針として「パートナーシップによるまちづくり」を定めており、平成21年2月に市民協働指針を策定しました。条例化については、協働指針を運用する中で、検討していきます。